

道の駅たのうららロゴマークの使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、道の駅たのうらら（以下「本施設」という。）のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 大分市（以下「本市」という。）もしくは本施設の品位を傷つけるとき又はそのおそれがあるとき。
- (2) 本施設と関係のない用途に使用するとき。
- (3) ロゴマークを正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反するとき又はその恐れがあるとき。
- (5) 特定の政治、思想、宗教的活動に使用、又は使用するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、その使用が不適當であると大分市長（以下「市長」という。）が認めるとき。

(使用手続)

第3条 ロゴマークの使用希望者は、あらかじめ、道の駅たのうららロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に提出し、ロゴマークの使用を開始する前までに承認を受けていなければならない。

2 前項の申請を承認したときは、市長は、道の駅たのうららロゴマーク使用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。

(使用の際の遵守事項)

第4条 ロゴマークの使用にあたっては、道の駅たのうららロゴマーク使用ガイドラインの適用を遵守するものとする。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。

2 前条の規定に基づき使用承認を受けてロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 使用開始に先立ち完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難である場合は、その写真をもって代えることができる。

(使用料)

第5条 使用料は無料とする。

(使用責任)

第6条 使用者は、ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、本市に迷惑を及ぼさないよう処理しなければならない。

2 使用者が、ロゴマークの使用に際して、故意または過失により本市に影響を与えた場合、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(使用の取消)

第7条 使用者が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この要領に違反したときは、市長は、その承認を取り消すことができる。この場合において、当該使用者に損害が生じても、市長は、その責めを負わない。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、道の駅たのうららロゴマーク使用承認取消通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第8条 使用者はその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(所管)

第9条 この要領に関する事務は、おおいた魅力発信局が所管する。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年9月1日から施行する。

様式第1号（第3条第1項関係）

道の駅たのうららロゴマーク使用承認申請書

年 月 日

大分市長 殿

申請者
住所（所在地）
法人・団体名
代表者氏名

次のとおり、道の駅たのうららロゴマークを使用したいので申請します。

記

使用目的		
使用物件		
使用方法		
使用場所		
使用開始日	年 月 日 から	
※商品名		
※製作数		
※販売予定価格		
担当者連絡先	氏名	役職
	電話番号	()
	E-mail	

※欄は商品として使用する場合のみ記載してください（内容は予定でも可）。

必要な添付書類（別添）

- (1) 企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等使用方法のわかるもの）
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第3条第2項関係）

魅発第 号
年 月 日

様

大分市長

道の駅たのうららロゴマーク使用承認書

年 月 日付で申請のあった、道の駅たのうららロゴマーク使用承認申請については、下記のとおり承認します。

記

使用者	
使用承認期間	年 月 日 から
使用内容	

【使用条件】

- (1) 別に定める、道の駅たのうららロゴマーク使用ガイドラインに従ってロゴマークを使用してください。
- (2) ロゴマークを使用する場合、使用する物品の表示、安全性に関する事項については各種法律に基づき、使用者が全て責任を負うものとします。
- (3) 物品並びに各種印刷物等にロゴマークを使用する際にかかる費用は、使用者が負担してください。
- (4) 使用条件に違反してロゴマークを使用した場合、ロゴマーク使用承認申請の内容に虚偽があった場合等は、使用条件の変更、使用承認の取消、又は使用物件の回収を求めることがあります。

様式第3号（第7条第2項関係）

魅発第 号
年 月 日

様

大分市長

道の駅たのうららロゴマーク使用承認取消通知書

年 月 日付第 号で使用を承認した、道の駅たのうららロゴマークについて、下記のとおり使用の承認を取り消します。

なお、本市は、承認を取り消したことにより生じた損害について、一切の責任を負わないこととします。

記

1. 取消年月日 年 月 日
2. 取消理由